

「はい、こちら企業の労働110番です」。

お電話は法人の空調設備工事会社の社長さんからの相談でした。「去年2月までは従業員1人と仕事をしていたが、1年前にコロナ禍による受注減で人を雇える状



名北協会相談員日誌 126

これが「企業の労働110番」です

ふく田社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会 労働保険・社会保険コンサルタント
社会保険労務士 福田 博司

況になくなったため辞めてもらい、この1年は1人で事業をやっていた。先月、税の申告で打合せ中に顧問税理士から「社長、今加入中の労災保険では工事現場での作業中に、万一事故にあつてケガしても、労災の補償を受けられないの

では？」と指摘された。今まで仕事の発注先にも、労災加入の証明書類を提出して、何も言われてないが「従業員がいる・いない」で加入する労災保険が使えないとは、この話は本当なの？」との内容でした。

もしもの時、その労災保険で大丈夫?!

相談の社長さんの会社は、当協会の事務組合に労働保険(労働保険・雇用保険)の事務委託をしています。事業所として工事現場の労災保険が適用される「中小事業主等」の特別加入をされている方でした。

建設業の場合、**■現場労災** 単独有期事業、一括有期事業、元請事業主が加入する事務所や作業場、元請・下請間わず従事する労働者がいる場合加入

の2種類があります。建設業以外の会社では、通常1

つの労働保険番号で、労災・雇用を管理しますが、建設業の場合は、該当する雇用保険資格者がいる場合は「雇用保険」も必要となり、労働保険手続きは煩雑となります。労災保険は「業務上の事由又は、通勤による労働者の負傷・疾病・障害又は、死亡に対して労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度」ですが、「労働者



以外の方」のうち、その業務の実態・災害の発生状況からみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して、労災保険本来の目的に反しない範囲で、特別に任意の加入を認めているのが特別加入制度(※1)です。法律で定められた加入要件を満たさないと、労災事故が起きても

保険給付が行われません。加入の際には十分な注意が必要です。電話の社長さんは、現在労働者を雇っておらず、今後求人する予定もなく、かつ元請工事もないとの事でしたので、加入中の「**中小事業主等**」から「**一人親方**」へ**労災保険特別加入**を変更することになりました。保険の加入要件の適用の違いが、万一の事故で大きな悲劇をもたらします。

なお、労働者を雇わない一人親方として労災保険に特別加入されている方も、労働者を雇えば、中小事業主等の特別加入への変更が必要です。

「従業員を雇った」あるいは「従業員が辞めてから時間が経った」等の状況の場合「加入している労災保険が使えない」ことがあります。適用されない場合には、事業所や被災者の家族の生活を左右します。適切な保険加入が、ご自身の事業繁栄の礎となります。このほかにも注意すべき点があります。事業主として複数成立している保険関係の1つで特別加入の承認を受けていても、他の保険関係にかかる業務により被災した場合は、労災保険給付を受けることができません。

入していても、工事現場以外の業務中(自社の作業場・事務所での工事現場の特定できない片付け・整理、並びに営業・事務業務等)のケガは、現場労災では、補償されないこととなります。業務内容によりますが、特別加入も「現場労災」と「事務所労災」の両方に加入されることが安心につながります。

労働保険等の加入・見直しに関しては、複雑で煩雑な事務処理があります。自社を含め関連会社や協力会社様の「加入・事務委託・ご相談」については当協会の労働保険事務組合(☎052-1962-10421)をご利用ください。

また、当協会のホームページでは「労災保険特別加入制度」を動画でご説明しています。ぜひご覧ください。

※1「特別加入制度」
①「中小事業主等」 労働者を常時使用する事業主、家族従事者、法人の役員等
②「一人親方」 労働者を使用しない事業を行うことを常態とする者、家族従事者(労働者を雇用しても年100日未満)

イラスト・木村武司